

大田区立馬込東中学校

学校いじめ防止基本方針

更新日：令和5年4月17日
改正：令和5年4月17日

はじめに

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日大田区教育委員会決定）を踏まえ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的にするために「大田区立馬込東中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I 基本理念

いじめは、決して許される行為ではない。しかしながら、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも、起こり得ることであり、どの生徒も被害者にも加害者もなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の人権、名誉及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

1 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。またいじめを看過してはならない。

2 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、学校及び教職員は、全力をあげて、生徒の保護者、地

域、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体で組織的に、いじめ防止のための取り組み、いじめの早期発見のための取り組み、いじめへの迅速な対処、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

II 本校における取組

1 いじめ防止対策の基本となる事項

- (1) 全教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない」を掲げ、生徒、教職員、保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。特に一人ひとりが自分をかけがえのない存在であると思う気持ち、自分の否定的な面を受容するとともに前向きに取り組み、様々な影響の中で自分を見失わず、可能性を信じて行動することの重要性を養う。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて効果的な対策を講じる。

2 防止委員会の設置

構成メンバー：校長・副校長・生活指導部、その他校長が必要と認める者。（スクールカウンセラー、部活動顧問等。いじめ問題が発生した場合には加害・被害生徒の学級担任も参加する）

3 委員会の役割

- (1) 本校で生じたいじめ問題への対応協議。
- (2) いじめ防止に対する取組及び保護者へのいじめ防止啓発に関すること。
- (3) 生徒の日常生活におけるいじめの芽の発見。
- (4) 週1回のスクールカウンセラーとの情報交換。

4 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、わかる授業づくり、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養うとともに、いじめが起こりにくい環境を作る。
- ・ 生徒がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・ インターネットによるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。
など

(2) 早期発見

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期の実態把握とともに、保健室や相談室の利用等、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員間で適切に共有する。
- ・ 生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。
など

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 事実確認・把握を正確に行い、教育的配慮の下、毅然とした態度でい

じめた生徒を指導する。

- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ いじめを解決するために、保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便りや保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、引き続き様子を注意深く観察する。
など

(4) 重大事態への対処

- ・ 全教職員に、法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・ 教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、調査を実施する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。
など